

上水道料金表

種別	用途別	基本料金（1か月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
		使用水量	料金	使用水量	料金
専用給水装置	家事用	8立方メートルまで	990円	9立方メートルから	160円
				30立方メートルまで	170円
				31立方メートルから	
				50立方メートルまで	
				51立方メートルから	185円
				500立方メートルまで	200円
	501立方メートル以上				
	営業用	10立方メートルまで	1,700円	11立方メートルから	185円
				30立方メートルまで	195円
				31立方メートルから	
				100立方メートルまで	
				101立方メートルから	215円
1,000立方メートルまで				230円	
1,001立方メートル以上					
官公署用	12立方メートルまで	1,700円	13立方メートルから	220円	
			500立方メートルまで	260円	
			501立方メートルから		
			1,000立方メートルまで		
1,001立方メートル以上	290円				
臨時用	1立方メートルにつき			400円	
共用給水装置	集中検針用	家事用を適用（各戸検針及び水道料金の徴収に関する契約書による。）			
連合栓給水装置	1戸あたりの料金は家事用を適用する。この場合料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。				

※臨時用は1立方メートルにつき400円と料金形態が異なります。閉栓は早めのご連絡を！

下水道料金表

種別	基本料金（1か月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
	使用水量	料金	使用水量	料金
一般汚水	10立方メートルまで	450円	11立方メートルから	60円
			30立方メートルまで	70円
			31立方メートルから	
			50立方メートルまで	
			51立方メートルから	80円
			100立方メートルまで	90円
101立方メートル以上				
浴場業汚水	1立方メートルにつき			40円

※上記表に定めるところにより算定した額に消費税が加算されますが、その額に1円未満の端数が生じた時には、端数金額を切り捨てるものとします。

上下水道使用料算定
 例：一般家庭
 ①上水道使用料 20m³
 基本料金 990円 + 超過料金 1,920円 + 消費税 291円 = 3,201円
 ②下水道使用料
 基本料金 450円 + 超過料金 600円 + 消費税 105円 = 1,155円
 水道料及び下水道料合計金額
 ①+②=3,201円+1,155円=4,356円

上下水道料金早見表（消費税込10%）

家事用

使用料(m ³)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)
0~8m ³	1,089	495	1,584
9	1,265	495	1,760
10	1,441	495	1,936
11	1,617	561	2,178
12	1,793	627	2,420
13	1,969	693	2,662
14	2,145	759	2,904
15	2,321	825	3,146
16	2,497	891	3,388
17	2,673	957	3,630
18	2,849	1,023	3,872
19	3,025	1,089	4,114
20	3,201	1,155	4,356
21	3,377	1,221	4,598
22	3,553	1,287	4,840
23	3,729	1,353	5,082
24	3,905	1,419	5,324
25	4,081	1,485	5,566
26	4,257	1,551	5,808
27	4,433	1,617	6,050
28	4,609	1,683	6,292
29	4,785	1,749	6,534
30	4,961	1,815	6,776
31	5,137	1,881	7,018
32	5,313	1,947	7,260
33	5,489	2,013	7,502
34	5,665	2,079	7,744
35	5,841	2,145	7,986
36	6,017	2,211	8,228
37	6,193	2,277	8,470
38	6,369	2,343	8,712
39	6,545	2,409	8,954
40	6,721	2,475	9,196
41	6,897	2,541	9,438
42	7,073	2,607	9,680
43	7,249	2,673	9,922
44	7,425	2,739	10,164
45	7,601	2,805	10,406
46	7,777	2,871	10,648
47	7,953	2,937	10,890
48	8,129	3,003	11,132
49	8,305	3,069	11,374
50	8,481	3,135	11,616

営業用

使用料(m ³)	上水道(円)	下水道(円)	合計(円)
0~8m ³	1,870	495	2,365
9	1,870	495	2,365
10	1,870	495	2,365
11	2,073	561	2,634
12	2,277	627	2,904
13	2,480	693	3,173
14	2,684	759	3,443
15	2,887	825	3,712
16	3,091	891	3,982
17	3,294	957	4,251
18	3,498	1,023	4,521
19	3,701	1,089	4,790
20	3,905	1,155	5,060
21	4,108	1,221	5,329
22	4,312	1,287	5,599
23	4,515	1,353	5,868
24	4,719	1,419	6,138
25	4,922	1,485	6,407
26	5,126	1,551	6,677
27	5,329	1,617	6,946
28	5,533	1,683	7,216
29	5,736	1,749	7,485
30	5,940	1,815	7,755
31	6,154	1,892	8,046
32	6,369	1,969	8,338
33	6,583	2,046	8,629
34	6,798	2,123	8,921
35	7,012	2,200	9,212
36	7,227	2,277	9,504
37	7,441	2,354	9,795
38	7,656	2,431	10,087
39	7,870	2,508	10,378
40	8,085	2,585	10,670
41	8,299	2,662	10,961
42	8,514	2,739	11,253
43	8,728	2,816	11,544
44	8,943	2,893	11,836
45	9,157	2,970	12,127
46	9,372	3,047	12,419
47	9,586	3,124	12,710
48	9,801	3,201	13,002
49	10,015	3,278	13,293
50	10,230	3,355	13,585

※下水道に接続されている場合は、水道料金と同時に下水道使用料を請求致します。合計の欄が請求金額になります。
 ※下水道に接続していない、又は浄化槽をお使いの場合、上水道の欄が請求金額になります。

水は限りある資源です。毎月の水道使用料、料金をチェックして、節水と漏水に気をつけましょう。



北中城村役場上下水道課 TEL 935-2233 FAX 982-0021

総務係	料金・開栓	内線612・613
施設管理係	工事等	内線614・619
下水道係	下水道	内線615・616